

別記 2-2 農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち複数産地連携タイプ

第1 総則

交付等要綱に定める農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち複数産地連携タイプ（以下別記 2-2 において「本事業」という。）の実施については、交付等要綱に定めるもののほか、この要領に定めるものとする。

第2 定義

本事業における用語については、次のとおりとする。

1 農業支援サービス事業（以下「サービス事業」という。）

別表 1 のサービス内容の欄に掲げるいずれかの取組に該当する事業をいう。

2 農業支援サービス事業体（以下「サービス事業体」という。）

別表 1 のサービス内容の欄に掲げるいずれかの取組に該当する事業を実施している者又は本事業を活用して実施しようとする者をいう。

第3 事業の内容等

1 目的

本事業は、サービス事業体が主体となって、産地ごとに作期の異なる品種の導入や栽培方法等の転換を促し、複数産地を連携させることにより、同一スマート農業機械等を用いたサービス事業の長期提供や、年間を通じたサービス事業の利用・提供ができる産地・サービス事業体双方の体制を構築する取組を支援する。

2 事業メニュー

本事業における事業メニューは次のとおりとし、事業内容、補助率は、別表 2 に掲げるとおりとし、事業メニュー別の上下限事業費は、農産局長が別に定めるところによる。なお、（2）に取り組む場合にあっては（1）に必ず取り組むものとする。

（1）推進事業

（2）整備事業

第4 実施要件等

1 事業実施主体

本事業における事業実施主体は、次に掲げる者とする。なお、事業実施に当たっては（1）は事業実施主体として必ず取り組むものとし、（2）から（4）までに掲げる事業実施主体と共同で事業を実施しようとする場合にあって、国庫補助金の交付を受けて、事業を実施する場合は、事業実施計画の申請を共同で行う（以下「共同申請」という。）ものとする。なお、共同申請を行う場合に

は、共同申請を行う者のうちから、代表して事業実施計画等の取りまとめを行う事業実施主体（以下「代表事業実施主体」という。）を定めるものとする。

- (1) サービス事業体
- (2) 農業者（農業者の組織する団体を含む。）
- (3) 地方公共団体
- (4) 民間団体

2 事業実施主体の要件

本事業における事業実施主体は、次の要件を満たす者とする。

(1) 共通

ア 本事業に係る計画を的確に実施することができる能力を有する者であること。

イ 事務所が日本国内に所在しており、本事業の適正な執行に関する指示に対して、速やかに対応をとることが可能な者であること。

ウ 法人及び団体においては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあること。

エ 法人及び団体においては、本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有し、定款、役員名簿、民間事業者の事業計画書、報告書、収支決算書等（これらの定めのない民間事業者にあつてはこれらに準ずるもの。）を備えていること。

オ 法人等の役員等が暴力団員でないこと。

(2) サービス事業体

本事業の成果を踏まえてサービス事業の事業展開が見込まれる者であること。

(3) 農業者（農業者の組織する団体も含む。）

本事業におけるサービス事業体が提供するサービスを利用する者であること。

3 事業の補助要件

以下の要件を満たすものとする。

- (1) スマート農業機械等の長期利用や、サービス事業の長期提供のための工夫を行うこと。
- (2) 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートに記載された各取組を実施すること。
- (3) 農作業従事者の安全の確保を推進するため、農林水産業・食品産業の作業安全のための規範に係るチェックシートを用いて自己点検に努めること。
- (4) 第3の2の(2)を実施する場合は、別紙1の費用対効果分析指針（整備事業）により、費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討の上、整備する施設等による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれる場合に限り、事業を実施するものとする。
- (5) 複数のサービス利用者にサービスを提供すること。

第5 補助対象経費

補助対象経費は以下のとおりとする。

1 推進事業

- (1) 交付等要綱別表2に掲げる経費のうち補助対象となる事業費の範囲は、別表3に掲げるとおりとする。ただし、スマート農業機械等を導入又はリース導入する場合にあっては、以下の要件を満たすものとする。

ア サービス事業体がサービスを提供するために必要なスマート農業機械等であること。

イ 本体価格が50万円以上（税別）であること。

ウ 新品であること。ただし、農産局長が必要と認める場合は、中古農業機械（法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業機械をいう。）も対象とすることができるものとする。

エ スマート農業機械等の導入先の選定に当たっては、当該農業機械の希望小売価格を確認するとともに、サービス事業体において、一般競争入札等の実施又は複数の業者（原則3者以上）から見積りを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うこと。

オ 動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入すること。また、適切な盗難防止対策を確実に実施すること。

カ 本事業で導入するスマート農業機械等に附帯するシステムサービスの提供者が農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得しようとするときは、サービス事業体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者。）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

キ 本事業では農機データについて、農業者等が当該データを当該農機等メーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本事業を活用してトラクター、コンバイン又は田植機を導入し、又はリース導入する場合は、API※を自社のwebサイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定すること。

※ API（Application Programming Interface）とは、複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組みのこと。

※ なお、トラクター、コンバイン、田植機のメーカーのうち、スマート農機等データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、この要件の対象にあたらない。

- (2) スマート農業機械等を導入する場合、利用期間は、法定耐用年数以上とする。

- (3) スマート農業機械等をリース導入する場合

- ア 申請方式については、サービス事業体とリース契約予定事業者との共同申請を原則とする。この場合の補助金は、サービス事業体を選定したスマート農業機械等の購入を行ったリース事業者（共同申請者）へ支払うこととする。
- イ スマート農業機械等のリース期間は、事業実施計画の事業実施期間以上で法定耐用年数以内とする。
- ウ リース料補助額については、次の算式によるものとする。

$$\text{「リース料補助額」} = \text{「リース物件購入価格（税抜き）」} \times \text{補助率（1／2 以内）}$$

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料補助額については、それぞれ次の算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料補助額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

$$\text{「リース料補助額」} = \text{「リース物件購入価格（税抜き）」} \times (\text{「リース期間」} \div \text{「法定耐用年数」}) \times \text{補助率（1／2 以内）}$$

$$\text{「リース料補助額」} = (\text{「リース物件購入価格（税抜き）」} - \text{「残存価格」}) \times \text{補助率（1／2 以内）}$$

- エ スマート農業機械等のリース導入に対する補助を行う農産局長は、本事業が適切に行われるよう、事業実施計画の審査においては、リース事業者の財務状況や過去の実績等の情報について共同申請者であるリース事業者へ照会するなど、配慮するものとする。

2 整備事業

- (1) 整備事業の施設別の上限事業費は、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知）別記1のⅡ－1の第2の4の(2)に掲げるものとし、その額を超える部分については、補助対象としないものとする。ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、上限事業費を超えて施工する必要があると農産局長が特に認めた場合にあっては、予算の範囲内においてこの額を超えて補助対象とすることができるものとする。
- (2) 次に掲げる基準を満たすものとする。

- ア 事業実施主体が、自己資金若しくは他の補助により事業を現に実施し、又はすでに終了しているものは、本対策の補助の対象外とする。

イ 補助対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について」及び「過大積算等の不当事態の防止について」によるものとする。

ウ 施設の整備に当たっては、農産局長は、一個人に受益がとどまるような事業計画が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業計画の審査等においても留意するものとする。

エ 事業で整備する施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、サービス提供地域の実情に照らし適当な場合には、古品・古材若しくは間伐採の利用、増築・併設等、合体施行又は直営施行を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

オ 施設の整備に対する補助については、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、補助の対象外とするものとする。

カ 施設の附帯施設のみの整備は、交付の対象外とするものとする。

キ 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、本要綱に定めがないものについては、交付の対象外とするものとする。

ク 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次によるものとする。

（ア）貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、あらかじめ事業実施計画書において明らかにするものとする。なお、貸付けの方法、貸付けの対象となる者等について変更する場合にあつては、農産局長と協議するものとする。また、事業実施主体は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないように留意するものとする。

（イ）事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－補助金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

（ウ）貸借契約は、書面によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

- ケ 対象作物が果樹の場合は、受益地区の対象品目の栽培面積に占める受益地区の対象品目の果樹収穫共済の加入面積及び農業経営収入保険の作付予定面積の総和の割合が、直近の当該都道府県の平均以上であり、又は当該都道府県の平均以上となることが確実と見込まれていなければならないものとする。
- コ 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を新設する場合は、既存施設の再編合理化を検討するものとする。
- サ 土地利用型作物を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を整備する場合は、農産局長は、事業実施主体がその整備する施設を適切に衛生管理できる者であることを確認するものとする。
- シ 本対策により施設を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。
- なお、事業実施主体は、事業実施状況報告書の提出に併せて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを提出するものとする。
- ス 成果目標の達成に必要となる改修等については、以下の条件を全て満たす場合に補助対象とすることができるものとする。
- （ア）同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の改修等の方が経済的に優れていること。
- （イ）改修等を行う前の施設の法定耐用年数が 10 年以上、かつ、内部施設の法定耐用年数以上であること。
- （ウ）交付事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける見込みであること。

第6 採択基準

1 選定審査方法

事業実施主体の選定に当たって、農産局長が、応募者から提出された事業実施計画等を審査・採点し、農産局長が設置する外部有識者等で構成される審査・評価委員会に諮るものとする。

2 採択方法

- （1）応募者から提出された事業実施計画の採点は、別表4に示す審査基準に基づき行うものとし、予算の範囲内で、審査ポイントの合計が高い順に事業実施計画を採択するものとする。なお、同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、国庫補助金額の少ないものから優先的に採択するものとする。

- (2) 農産局長は、前項の規定に基づく審査・評価委員会において指摘等があった場合は、応募者に指示し、指摘等を反映した提出書類を提出させることができるものとする。なお、この場合にあっても、審査ポイントの加算は行わないものとする。

3 審査結果の通知等

農産局長は、審査・評価委員会による審査結果について、審査終了後、応募者に対し、通知するものとする。

第7 成果目標及び目標年度

1 成果目標

次に掲げる成果目標を設定するものとする。

- (1) サービス事業体における持続的なサービス提供の成立（成果目標年度における、サービス事業部門の事業実施年度からの営業損益の改善。）
- (2) 本事業で開始したサービス事業の受託面積の拡大

2 目標年度

事業実施年度の翌々年度とする。

第8 事業実施手続等

1 交付申請書及び事業実施計画の作成等

- (1) 代表事業実施主体は、事業の実施体制、実施スケジュール、成果目標等を含む総合事業実施計画を様式第1-1号及び様式第2-2号により作成するものとする。また、事業実施主体は、総合事業実施計画に位置づけられた取組内容について、様式第2-3号から第2-7号までにより個別事業実施計画を作成するものとする（国庫補助金を活用しない場合を除く。）なお、農業機械専用運搬車を導入する場合にあっては様式第1-1-1号を併せて作成し、第3の2の(2)を実施する場合は、第4の3の(4)で定める費用対効果分析を実施し、別紙1の別添を作成するものとする。
- (2) 事業実施主体は、交付等要綱第8に定める交付申請書と併せて、(1)の規定により作成した総合事業実施計画及び個別事業実施計画等（以下「事業実施計画」という。）を添付の上、農産局長へ提出するものとする（国庫補助金を活用しない場合を除く。）。
- (3) 農産局長は、前号の規定により提出を受けた交付申請書及び事業実施計画について、交付等要綱、この要領及び別に定める公募要領に照らして内容が適正であるか確認を行うものとする。
- (4) 農産局長は、(2)の規定により提出を受けた交付申請書及び事業実施計画が適正であると判断する場合には、交付決定を行うものとする。

なお、交付決定後に事業実施計画の変更を行う場合、成果目標の達成に資する場合には、本対策の範囲内で、取組内容等を変更することができる。

ただし、成果目標の変更及び交付等要綱別表 2 に定める重要な変更にあつては、交付等要綱第 14 の規定に基づく変更等承認申請書の提出及び（１）から（３）までに準じた手続を行い、その承認を受けるものとする。

（５）事業の着手

ア 事業の着手は、原則として、交付決定後に事業に着手するものとする。

ただし、事業実施主体の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合にあって、事業実施計画を農産局長に提出し、事業の内容が明確となっており、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても事業に着手することができるものとする。この場合においては、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

イ アのただし書の規定により交付決定前に事業に着手する場合には、事業実施主体は、様式第 1-2 号により交付決定前着手届を作成し、農産局長に提出するものとする。

（６）報告

ア 実施状況報告

（ア）事業実施主体は、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、様式第 1-3 号により事業の実施状況に係る報告を作成し、翌年度の 7 月末日までに農産局長に提出するものとする。

（イ）農産局長は、（ア）により報告を受けた場合には、その内容を点検し、事業計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合等は、当該事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。

イ 評価報告

代表事業実施主体は、事業実施計画で設定した成果目標の達成状況等について、目標年度の翌年度の 7 月末日までに様式第 1-3 号により評価報告を作成し、農産局長に提出するものとする。

（７）農産局長は事業実施主体に対し、（６）に定める報告以外に、必要に応じ、報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。

2 整備事業

補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いについては、別紙 2 のとおりとする。

第 9 評価等

1 事業成果の評価及び改善措置の指導等

（１）農産局長は、代表事業実施主体から第 8 の 1 の（６）イの規定による評価報告を受けた場合には、その内容を点検し、事業の成果の評価を行い、その評価所見を取りまとめるものとする。

（２）農産局長は、農産局長が設置する評価検討委員会に評価所見を諮り、最終的な評価結果を取りまとめるものとする。

- (3) 農産局長は、前号の規定により取りまとめた最終的な評価結果を公表するものとする。なお、農産局長は、総合事業実施計画に定めた成果目標の達成が困難もしくは成果目標年度において成果目標の全部又は一部が達成されていないと認める場合には、事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、様式第4号による改善計画を様式第1-3号と併せて提出させるものとする。

ただし、以下に該当する場合にあっては、事業実施主体から成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、妥当と判断される場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができるものとし、成果目標の変更手続は、交付等要綱第14において定める計画変更に係る手続に準じて行うものとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

2 報告又は指導

農産局長は、事業実施主体に対し、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

第10 その他

第3の2の事業を実施するに当たっては、次のことについて留意するものとする。

1 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」、「園芸用使用済みプラスチック適正処理に関する指導について」等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

2 周辺景観との調和

施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

3 管理運営

(1) 管理運営

事業実施主体は、本対策により補助金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、原則として、実施地域に係る団体であって、農産局長が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営をさせることができるものとする。

(3) 指導監督

農産局長は、本対策の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長（管理を委託している場合は管理主体の長。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、十分に指導監督するものとする。

(4) 事業名等の表示

本対策により整備した施設等には、本対策名等を表示するものとする。

4 G A P への対応

本対策において施設等を整備し、G A P 認証を取得する場合にあっては、食品安全や環境保全、労働安全等といった持続可能性の確保の観点から、仕様や配置に十分に留意するものとする。

5 作業安全対策の実施

事業実施主体は、農作業従事者の安全の確保を推進するため、作業安全対策に係る取組状況の自己点検に努めるものとする。

別表 1 （第 2 関係）

類型	サービス内容	備考
専門作業受注型	農業者の行う農作業を代行する取組	受委託契約の下で農作業を代行するもの。
機械設備供給型	農業者が使用するスマート農業機械等を、レンタル・サブスクリプション等の販売以外の手段によって農業者に提供する取組	
人材供給型	作業者を必要とする農業現場に農作業を行う人材を派遣する取組	
データ分析型	農産物（生育途中のものを含む。）、種苗、土壌やほ場等の状態の把握及びその情報の分析を行い、これに基づき農業者に情報・助言等を提供する取組	
その他	上記サービス内容の複合型の取組	

※いずれの類型においても、農産物の加工・流通・販売に係るサービスは除く。

別表 2（第 3 関係）

複数産地 連携タイプ	1 推進事業 次の事業内容のうち（2）及び（3）は必須とする。 （1）スマート農業機械等の導入 サービス事業体がサービス事業の提供に必要なとなるスマート農業機械等の導入を支援するものとする。 （2）複数産地の連携 事業実施主体が同一スマート農業機械等を用いたサービス事業の長期提供や、年間を通じたサービス事業の利用・提供ができる産地・サービス事業体双方の体制を構築するために必要な取組（検討会の開催、スマート農業機械等の長期利用、サービス事業の長期提供に向けた取組、専門人材の育成、情報発信等）を支援するものとする。 （3）利用者の新規開拓 （1）及び（2）を実施する事業実施主体が、当該事業実施産地以外の産地に事業展開を図る場合に必要となる、事業開拓に必要な取組（ニーズ調査、広告宣伝、農業者へのコンサルタント活動等）を支援するものとする。 2 整備事業 複数産地の連携に必要なものに限る次の施設の整備を支援するものとする。 （1）育苗施設 （2）乾燥調製施設 （3）穀類乾燥調製貯蔵施設 （4）農産物処理加工施設 （5）集出荷貯蔵施設 （6）産地管理施設 （7）生産技術高度化施設 （8）種子種苗関連施設	1/2 以内 定額 定額 1/2 以内
---------------	--	---

	(9) 格納庫※ ※ サービス事業に直接必要な、導入したスマート農業機械等を収容する、又は、導入したスマート農業機械等のメンテナンスに必要なものに限る。	
--	--	--

別表3 推進事業の補助対象経費（第5関係）

費目	細目	対象となる事業の種類及びメニュー	内 容	注意点
事業費	会場借料	1 推進事業 (2) 複数産地の連携 (3) 利用者の新規開拓	・事業を実施するために直接必要な会議・イベント等の開催する場合の会場借料に係る経費	・事業実施主体が会議室等を所有している場合は、事業実施主体の会議室等を優先的に使用すること。
	会場設営費	1 推進事業 (2) 複数産地の連携 (3) 利用者の新規開拓	・事業を実施するために直接必要な会議・イベント等の開催等を行う場合の設営に係る経費	
	通信・運搬費	1 推進事業 (2) 複数産地の連携 (3) 利用者の新規開拓	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	1 推進事業 (2) 複数産地の連携 (3) 利用者の新規開拓	・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、スマート農業機械等、スマート農業機械等の改良に必要な機械等、農業施設、バックホーや木材等破砕機等の実証ほ場の確保に必要な機械、ほ場等の借上げ経費	・リース又はレンタル費用は、事業実施期間中に発生したものに限る。 ・バックホーや木材等破砕機等の機械の借上げ経費は、実証ほ場の確保に必要なものに限る。
	改良費	1 推進事業 (2) 複数産地の連携 (3) 利用者の新規開拓	・事業実施に当たって必要なスマート農業機械等の改良、果樹等の樹形の変更等に係る経費	・必要な個所、範囲に限る。

	印刷製本費	1 推進事業 (2) 複数産地の連携 (3) 利用者の新規開拓	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷、製本等に係る経費	
	広告・宣伝費	1 推進事業 (2) 複数産地の連携 (3) 利用者の新規開拓	・事業を実施するために直接必要なポスター、チラシ等の作成、配布等に係る経費	
	情報発信費	1 推進事業 (2) 複数産地の連携 (3) 利用者の新規開拓	・事業を実施するために直接必要な情報発信（事業の案内や成果発信等）にかかる費用	・事業実施主体が行う場合に限る。 ・WEBコンテンツの作成、システム管理等のWEBによる情報発信の経費を含む。
	資料購入費	1 推進事業 (2) 複数産地の連携 (3) 利用者の新規開拓	・事業を実施するために直接必要なデータや図書、参考文献の購入に係る経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	原材料費	1 推進事業 (2) 複数産地の連携 (3) 利用者の新規開拓	・事業を実施するために直接必要な試作品の製造や試験等に必要な原材料に係る経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。 ・有償で販売するもの及び認知度向上等を目的として相当数無償で配布するものは含まない。
	資材費	1 推進事業 (2) 複数産地の連携 (3) 利用者の新規開拓	・事業を実施するために直接必要な種苗、農薬、肥料等の資材に係る経費	・資材は物品受払簿で管理すること。
	燃料費	1 推進事業 (2) 複数産地の連携	・事業を実施するために直接必要な機械作業の燃料代	・本事業においてスマート農業機械等で行う作業に必要なものに限る。

		(3) 利用者の新規開拓		
	消耗品費	1 推進事業 (2) 複数産地の連携 (3) 利用者の新規開拓	・事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・U S Bメモリ等の低廉な記録媒体 ・実証試験、検証等に用いる低廉な器具等	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
	研修受講費	1 推進事業 (2) 複数産地の連携 (3) 利用者の新規開拓	・事業を実施するために直接必要な研修の受講に要する経費	・補助金の確定額は、補助事業に要した配分経費ごとの実支出額と、配分経費に対応する補助金の額（変更された場合は変更後の額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。ただし、実支出額の算出に当たって、本事業により開催した研修会等において徴収した受講料等に補助対象経費が含まれる場合には、当該受講料等のうち補助対象経費に相当する金額を控除するものとする。
人件費		1 推進事業 (2) 複数産地の連携 (3) 利用者の新規開拓	・事業を実施するために直接従事する事業実施主体の正職員、出向者、嘱託職員、管理者等の直接作業時間に対する給料その他手当	・積算根拠となる資料を添付すること。 ・人件費の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・人件費は、謝金の支払対象者に対して支払うことは認めない。
給与		1 推進事業 (2) 複数産地の連携	・会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う給与	・改正法による改正後の地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・給与については、

		(3) 利用者の新規開拓		「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・給与の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
旅費	委員旅費	1 推進事業 (2) 複数産地の連携 (3) 利用者の新規開拓	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	1 推進事業 (2) 複数産地の連携 (3) 利用者の新規開拓	・事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金	委員等謝金	1 推進事業 (2) 複数産地の連携 (3) 利用者の新規開拓	・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集、アンケート調査等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費 ・活動に対する指導・助言及び手引きの作成等に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費 ・都道府県に設置された第三者委員会等の会議において助言等を行う外部専門家への謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金等		1 推進事業	・事業を実施するために直接必要な業務を目的	・賃金については、「補助事業等の実施

		(2) 複数産地の連携 (3) 利用者の新規開拓	として、事業実施主体又は取組主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	に要する人件費の算定等の適正化について」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。 ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
委託費		1 推進事業 (2) 複数産地の連携 (3) 利用者の新規開拓	・本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、機械・システムの改修、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の 50% 未満とすること。ただし、交付事務の委託についてはこの限りではない。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		1 推進事業 (2) 複数産地の連携 (3) 利用者の新規開拓	・事業を実施するために直接必要であり、かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
雑役務費	手数料	1 推進事業 (2) 複数産地の連携 (3) 利用者の新規開拓	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	

	租 税 公 課	1 推進事業 (2) 複数産地の連携 (3) 利用者の新規開拓	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙及び運営拠出金に課される消費税に係る経費	
備 品 費		1 推進事業 (2) 複数産地の連携 (3) 利用者の新規開拓	・事業を実施するために直接必要な試験、検証、調査備品及び機械の導入に係る経費（サーバ導入費を含む。）。ただし、リース又はレンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が50万円以上（税別）の調査備品及び機械については、見積書（原則3社以上（該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く。）、カタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意をもち、管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用及び管理についての契約を交わすこと。
機 械 費		1 推進事業 (1) スマート農業機械等の導入	・サービス事業を実施するために直接必要なスマート農業機械等の導入又はリース導入に係る経費 ・サービス事業を実施するために直接必要な農業機械専用運搬車の導入又はリース導入に係る経費	・別記2-2の第5の1に掲げるとおり。 ・農業機械運搬車のみ機械費として申請することは認めない。 ・農業機械専用運搬車の導入又はリース導入は、サービス事業の実施に必要であって、本事業で導入するスマート農業機械等と一体的に導入する場合に限る。なお、農業機械専用運搬車とは、セーフティローダー、ユニック等の農業機械の積込みや積降ろしを安全かつ容易に行い得る機構を有するものとする。

（注1）補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

（注2）上記の経費であっても以下の経費にあつては認めないものとする。

- 1 事業実施に直接関連のない経費
- 2 事務所の家賃など事業実施主体の経常的な運営経費
- 3 事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- 4 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額※
(※補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。)
- 5 傷害保険等任意保険の加入に要する経費
- 6 補助事業の有無にかかわらず、事業実施主体が具備すべき備品、物品等の購入及びリース・レンタルに要する経費
- 7 他の国庫補助金を受けた又は受ける予定の経費
- 8 その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要したことを証明できない経費

(注3) 補助対象となる農業機械専用運搬車の要件

残存耐用年数期間において以下の要件を満たすものとする。

- 1 適正な管理のため車体に本補助金の名称（「スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業」）を明示すること
- 2 運行記録、業務日報など業務の用に供していることを証する書類を整備すること
- 3 保管場所が事業所(個人の場合は自宅等)となっていること
- 4 当該車両に係る任意保険の使用目的設定が「事業使用」となっている又は他用途に使用しないことを宣誓する書面を整備すること

※本事業の目的を妨げない限度を超えて使用されていたことが確認された場合は、補助の対象外とする。

なお、農業機械専用運搬車で補助の対象となる経費は、車体に係る経費のみで、オプション・付属品（カーナビ、リアカメラ等）、自賠責保険、自動車税等、車検等の検査・登録手数料、タイヤ交換代、オイル・ガソリン代・電気代、諸手続費用は補助対象外とする。ただし、サービス事業の実施のために行うスマート農業機械等の運搬において必要となる荷台のカスタマイズ等については除く。

別表 4（第 6 関係）

農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち

複数産地連携タイプ審査基準

複数産地連携タイプの審査項目及び点数配分は以下のとおりとする。

なお、事業の要件を満たす場合であっても、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は採択しないものとする。

- 1 過去 3 か年に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく交付決定取消を受けたことのある応募団体（共同団体を含む。）の場合
- 2 審査項目 1 の①から④までのいずれかの項目で、審査委員の過半から 0 点との評価を受けた場合
- 3 2 の総合評価において、審査委員の点数の平均点が 5 点未満の場合

審査項目	審査項目の詳細	点数配分（0～10 点で採択）
1 基本的事項	①成果目標の妥当性 ・事業の取組内容に対して適切な成果目標を設定しているか。	おおむね認められる…10 点 一部認められる…5 点 認められない…0 点
	②事業の実現可能性 事業実施主体が導入するスマート農業機械等、施設等の能力とサービス提供先の規模、サービス提供先の獲得可能性、事業実施主体の財務状況等を踏まえ、事業の実現可能性について総合的に判断	実現可能性 ある…10 点 おおむねある…5 点 ない…0 点
	③実施体制 効果検証、情報発信等を行う体制として妥当なものとなっているか。	妥当：10 点～妥当でない：0 点
	④事業化と普及性 サービス事業として事業化が見込まれ、高い波及効果を持つものであるか。	可能性がある：10 点～ない：0 点

2 総合評価	①～④からの視点、経費の妥当性等、総合的な評価	実現可能性の有無 ・ある：10点 ～ ない：0点
【加点要素】 3 農業現場への貢献	⑤サービス事業の展開により、将来的により多くの農業者に対して生産性向上の効果を発揮できるか。	（３－１）サービス提供面積の拡大 大量 300ha 以上…10点、 200ha 以上…6点 100ha 以上…2点 100ha 未満…0点 （３－２）サービス提供面積の拡大（サービス提供先の農業者の過半以上のサービス対象品目が施設園芸の場合） 5ha 以上…10点 3ha 以上…6点 1ha 以上…2点 1ha 未満…0点
【加点要素】※ 4 スマート農業技術活用促進法との関係	⑥スマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新実施計画の認定 以下のいずれかに該当する場合、ポイント加算する。 ・本事業の事業実施主体が農業者にあつては、採択決定通知日までに農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用促進に関する法律（令和6年法律第63号。以下「スマート農業技術活用促進法」という。）に基づき、生産方式革新実施計画の認定を受けており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致していること。 ・本事業の事業実施主体がサービス事業体又は食品等事業者である場合にあつては、採択決定通知日までにスマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置付	・10点

	けられており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致していること。	
【加点要素】※ 5 スマート農業機械等の導入	⑦事業実施主体が導入するスマート農業機械等が以下のものに当てはまる場合 ・自動操舵農機（後付け装置及び自動走行農機を含む。） ・電動草刈機（自立走行式又はリモコン式のもの） ・食味・収量センサ付コンバイン ・収穫ロボット（カメラ・AIによる画像分析等により収穫の要否を判断し農産物を収穫・運搬するロボット） ・可変施肥機（ほ場マップ等のデータを参照して可変施肥を自動的に行う機能を有するブロードキャスタや田植機、施肥用ドローン等） ・ドローン（センシングドローンを含む。）	・ 15 点
【加点要素】 6 中山間地域との関係	⑧中山間地域に対するサービス事業の展開 サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している場合 ・ただし、中山間地域とは、「農林統計に用いる地域区分の制定について」の農業地域類型区分別基準指標において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域のことを指し、平地は中山間地域以外の地域を指す	・ 15 点
【加点要素】 7 労働集約型作物へのサービス	⑨対象作物	・ 5 点

事業の展開可能性	本事業で対象とする作物等が労働集約型作物である場合	
【加点要素】 8 事業実施主体が農業競争力強化支援法との関係	⑩農業競争力強化 事業実施主体が農業競争力強化支援法に基づく事業参入計画の認定を受けている場合	・ 5 点
【加点要素】 9 みどりの食料システム法との関係	⑪対象機械 本事業で利用するスマート農業機械等が、申請時点でみどり投資促進税制の対象機械に該当する場合 ⑫環境負荷低減 本事業の事業実施主体が、みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合 サービス提供先の農業者に、みどりの食料システム法第 19 条第 1 項及び 2 項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている有機農業者が含まれている場合	・ 5 点 ・ 5 点 ・ 5 点
【加点要素】 10 地域計画との関係	⑬サービス事業体の地域計画への位置付け 本事業の事業実施主体として取り組むサービス事業体が、本事業を実施する産地において策定された地域計画に位置付けられている又は地域計画未策定の地域に提供する場合であっても協議の場に参加している場合	・ 5 点

--	--	--

※事業実施年度中に認定を受けることが確実である場合を含む。なお、この場合において、事業実施年度中に生産方式革新実施計画の認定を受けることが確実であるとして加点され、このことにより採択水準に達した者が、配慮すべき事情なく事業実施年度中に計画認定を受けなかった場合には、事業実施主体は、当該事業を取り下げ、中止し、又は廃止するものとする。

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

事業実施主体名
所 在 地
氏 名

〇〇年度スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業（農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち複数産地連携タイプ）事業実施計画の（変更）申請について

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領（令和 7 年 1 月 15 日付け 6 農産第 3572 号農林水産省農産局長通知）別記 2－2 の第 8 の規定に基づき、関係書類を添えて（変更）申請する。

- （注） 1 関係書類として、様式第 2－2 号の事業実施計画を添付すること
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 3 添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

事業実施主体名
所在地
氏名

農業機械専用運搬車導入理由書

次により、農業機械専用運搬車の導入を行うので、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領（令和7年1月15日付け6農産第3572号農林水産省農産局長通知）別記2-2の第8の1の（1）の規定に基づき、関係書類を添えて申請する。

1. 本事業において行うサービス事業の実施に当たって、農業機械専用運搬車の購入が必要不可欠な理由

2. 補助事業における当該農業機械専用運搬車の具体的な使用内容

3. 導入を予定している農業機械専用運搬車のメーカー名等

メーカー名	農業機械専用運搬車の種類	車名	排気量	新車・中古車の別 (残存年数※)

※残存年数は、法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数を記載すること。

- (注) 1 当該農業機械専用運搬車の見積書あるいはカタログ等を添付すること（採択を受けた後、購入する車種を変更しようとする場合）は、必ず事業申請先に相談することとし、事前相談なく見積書等と異なる農業機械専用運搬車を導入した場合には、補助対象外とする。
- 2 事業実施計画の変更等により事後に補助対象経費に加えることは認めない。

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

事業実施主体名
所 在 地
氏 名

〇〇年度スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業（農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち複数産地連携タイプ）交付決定前着手届について

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領（令和 7 年 1 月 15 日付け 6 農産第 3572 号農林水産省農産局長通知）別記 2－2 の第 8 の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。

事業内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理由

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

事業実施主体名
所 在 地
氏 名

〇〇年度スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業（農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち複数産地連携タイプ）の事業実施状況報告（評価報告）（〇〇年度）

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領（令和 7 年 1 月 15 日付け 6 農産第 3572 号農林水産省農産局長通知）別記 2－2 の第〇^{（注 3）}の規定に基づき、別添のとおり報告する。

- （注） 1 関係書類として、事業実施状況報告の場合は、様式第 2－3 号又は様式第 2－7 号、様式第 3 号、評価報告の場合は、様式第 3 号を添付すること。
- 2 別記 2－2 の第 9 による改善措置を講じた場合は、改善措置内容についても、あわせて報告すること。
- 3 （注 3）には、事業実施状況報告の場合は「別記 2－2 の第 8」を、評価報告の場合は「別記 2－2 の第 9」を記入すること。

事業実施主体名

代表者名

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領（令和 7 年 1 月 15 日付け 6 農産第 3572 号農林水産省農産局長通知）別記 2-2 の第 4 の 3 に基づき以下のとおり、チェックシートの取組を実施します。

下記の持続可能な農業生産に係る取組の各項目のうち、事業実施期間中に実施する内容について、□欄に✓又は■を記入してください。
（※）に該当しない場合は、□欄には／（斜線）を記入してください。

（１）適正な施肥

- ※農産物等の調達を行う場合
- 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討

（２）適正な防除

- ※農産物等の調達を行う場合
- 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲）

（３）エネルギーの節減

- オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
- 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）を検討
- 環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討

（４）悪臭及び害虫の発生防止

- ※肥料・飼料等の製造を行う場合
- 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

（５）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び処分

- プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
- 資源の再利用を検討

（６）生物多様性への悪影響の防止

- ※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合
- 生物多様性に配慮した事業実施に努める
- ※特定事業場である場合
- 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

（７）環境関係法令の遵守等

- みどりの食料システム戦略の理解
- 関係法令の遵守
- 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
- ※機械等を扱う事業者である場合
- 機械等の適切な整備と管理に努める
- 正しい知識に基づく作業安全に努める

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合
サポート緊急対策事業
(農業支援サービスの先進モデル支援のうち
モデル的取組支援のうち複数産地連携タイプ)
総合事業実施計画

事業実施年度： 年度

代表事業実施主体名：

所在地：

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合
サポート緊急対策事業
(農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち複数産地連携タイプ)
総合事業実施計画(実施状況報告兼評価報告)

1 事業実施主体名

--

注: 全ての事業実施主体名を記載すること

2 実施主体の概要

法人番号(法人の場合)		
サービス事業体名		
サービス事業体の所在地		
代表者	所属・役職	
	氏名	
事業責任者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	
会計責任者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	

注: 適宜、行を追加して記入すること

3 協力者の概要

協力者名		
協力者の所在地		
代表者	所属・役職	
	氏名	
担当者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	

注: 適宜、行を追加して記入すること

4（１）実施体制

①サービス事業体情報

事業者名：

役割等：

②協力者情報※

名称：

役割等：

注：協力者情報は適宜追加すること。

4（２）実施体制図

注：実施体制図には、本事業に取り組む各者の協力体制、役割分担、事業の進行管理などの体制の方針を記載。（別添としてフロー図を添付しても可）。

5 事業実施地域

【複数産地の連携】

【利用者の新規開拓】

注：複数産地の連携、利用者の新規開拓別に分けて記載

5（１）事業計画※1

	実施する事業実施主体名 又は協力者名※2	具体的な内容※3
推進事業		
スマート農業機械等の導入		
①スマート農業機械等の種類 （スマート農業機械に◎。複数の機械等を用いる場合には全て記載）		例：○×社による◎ドローン（○×社、30リッター）の導入
複数産地の連携		
②検討会の開催		
③スマート農業機械等の長期利用、サービス事業の長期提供に向けた取組（必須） （既存のサービス提供内容から、どのような工夫をすること で、スマート農業機械等の長期利用や、サービス事業の長期 提供に繋がるのか、また、それはどの程度拡大するのか、効 果も含めて可能な限り詳細に、分かりやすく記載すること。）		
④専門人材の育成		
⑤情報発信		
⑥その他		
利用者の新規開拓		
⑦ニーズ調査		
⑧広告宣伝		
⑨農業者へのコンサルタント活動		
⑩その他		
整備事業		
⑪施設等の種類 （複数の施設等を用いる場合には全て記載）		例：○×社による農産物処理加工施設の設置

注１：各項目とも、別添として添付することでも可。

注２：複数の事業実施主体又は協力者で実施する場合は、事業実施主体又は協力者別に分けて記載すること。

注３：自己資金で取り組む内容についても記載すること。

5（２）実施スケジュール

6 成果目標

	現状（○年度）（※ 1）	事業実施年度（○年 度）	○年度	目標年度 （○年度）	成果目標の目標値の根拠（※2）
（1）サービス事業体における持続的なサービス提供の成立 （成果目標年度におけるサービス事業部門の事業実施年度からの営業損益の改善。）			○%の改善	○%の改善	
（2）本事業で開始したサービス事業の受託面積の拡大					

注1：（2）は、事業実施前年度の実績について記入し、記入した値に関する根拠となる資料を添付すること。

注2：目標値をどのように設定したか、算定方法及び根拠について詳細に記載すること。

7 事業完了（予定）年月日 令和 年 月 日

8 収支予算書

収入の部※1

区分	事業実施主体名※2	本年度予算額（円）	前年度予算額 （又は本年度精算額）	比較		備考
				増	△減	
国庫補助金						
その他						
合計						

注1：適宜、行を追加して記入すること

注2：複数の事業実施主体で実施する場合は、事業実施主体別に分けて記載すること。

支出の部

区分	事業実施主体名※	本年度予算額（円）	前年度予算額 （又は本年度精算額）	比較		備考
				増	△減	
推進事業						
整備事業						
合計						

注：全ての事業実施主体名を記載すること。

9 加算ポイント

実施要領別表4に定める加算ポイントに該当する場合は、チェックを入れ、該当する旨がわかるように詳細を記入すること。

①スマート農業技術活用促進法との関係	-	以下のいずれかに該当する場合、その旨を記載。 ・本事業の事業実施主体が農業者にあつては、採択決定通知日までに農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用促進に関する法律（令和6年法律第63号。以下「スマート農業技術活用促進法」という。）に基づき、生産方式革新実施計画の認定を受けており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致していること。 ・本事業の事業実施主体がサービス事業体又は食品等事業者である場合にあっては、採択決定通知日までにスマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置付けられており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致していること。 （事業実施年度中に認定を受けることが確実である場合を含む。なお、この場合において、事業実施年度中に生産方式革新実施計画の認定を受けることが確実であるとして加点され、このことにより採択水準に達した者が、配慮すべき事情なく事業実施年度中に計画認定を受けなかった場合には、事業実施主体は、当該事業を取り下げ、中止し、又は廃止するものとする。）
②スマート農業機械等の導入	-	・事業実施主体が導入するスマート農業機械等が以下のものに当てはまる場合にその旨を記載。 ・自動操舵農機（後付け装置及び自動走行農機を含み、ドローンを除く） ・電動草刈機（自立走行式又はリモコン式のもの） ・食味・収量センサ付コンバイン ・収穫ロボット（カメラ・AIによる画像分析等により収穫の要否を判断し農産物を収穫・運搬するロボット） ・可変施肥機（ほ場マップ等のデータを参照して可変施肥を自動的に行う機能を有するブロードキャストや田植機、施肥用ドローン等） ・センシングドローン
③サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している	-	・サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している場合その旨を記載。 ・ただし、中山間地域とは、「農林統計に用いる地域区分の制定について」の農業地域類型区分別基準指標において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域（※）のことを指し、平地は中山間地域以外の地域を指す。 ・平地と中山間地域のサービス提供先の割合及び、該当する中山間地の具体的な地名を併せて記入すること。 ※HP（ https://www.maff.go.jp/j/tokei/ohiki_ruikai/setsume.html ）掲載の「農業地域類型一覧表（令和5年3月2日改定）」の第一分類で「中間農業地域」＝3、「山間農業地域」＝4と区分されている地域を確認すること。
④労働集約型作物へのサービス事業の展開可能性	-	・本事業で対象とする作物等が労働集約型作物である場合にその旨を記載。
⑤農業競争力強化支援法に基づく事業参入計画の認定	-	・事業実施主体が農業競争力強化支援法に基づく事業参入計画の認定を受けている場合にその旨を記載。

⑥みどり投資促進税制の対象機械に該当する場合	-	・本事業で利用するスマート農業機械等が、申請時点でみどり投資促進税制の対象機械に該当する場合にその旨を記載
⑦環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和４年法律第37号）に基づく基盤確立事業実施計画の認定	-	・本事業の事業実施主体が、みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合にその旨を記載
⑧環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている有機農業者へのサービス提供	-	・サービス提供先の農業者に、みどりの食料システム法に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている有機農業者を含む場合にその旨を記載
⑨サービス事業体の地域計画への位置付け	-	・本事業の事業実施主体として取り組むサービス事業体が、本事業を実施する産地において策定された地域計画に位置付けられている又は地域計画未策定の地域に提供する場合であっても協議の場に参加している場合にその旨を記載

10 添付書類

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート

（次の11から13までについては、実施状況報告兼評価報告時に記載するものとする）

11 成果目標の達成状況

	現状（○年度）（※ 1）	事業実施年度（○年 度）	○年度	目標年度 （○年度）	目標値 （○年度）	達成率
（１）サービス事業体における持続的なサービス提供の成立 （成果目標年度におけるサービス事業部門の事業実施年度からの営業損益の改善。）			・実績値を記載すること	・実績値を記載すること	・７の目標年度欄の内容を記載すること	
（２）本事業で開始したサービス事業の受託面積の拡大	・７の現状欄の内容を記載すること	・実績値を記載すること	・実績値を記載すること	・実績値を記載すること	・７の目標年度欄の内容を記載すること	

注：記入した値に関する根拠となる資料を添付すること。

12 事業の進捗状況

13 成果目標の達成に向けて実施した取組内容（作業の工夫等）

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合
サポート緊急対策事業
(農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的
取組支援のうち複数産地連携タイプ(推進事業))
個別事業実施計画兼実施状況報告

事業実施年度： 年度

事業実施主体名：

所 在 地：

個別事業実施計画兼実施状況報告
(スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業
(農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち(複数産地連携タイプ【推進事業】))

1 事業実施主体名

--

2 事業実施主体の概要

法人番号(法人の場合)		
サービス事業体の所在地		
代表者	所属・役職	
	氏名	
担当者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	
過去の国の補助事業の主な取組状況		

3 事業計画

提供サービスの類型		
上問で「⑤その他複合型」を選択した場合は、該当するサービス類型を複数選択		
作業の種類等による区分		※事業実施計画の内容が複数の区分に該当する場合は、最もサービス提供面積の大きいサービス事業に該当する区分を選択するものとする。また、サービス提供面積が全て同じ場合は、いずれか一つの区分を申請者自身で選択するものとする。
サービスの内容		

導入するスマート農業機械等を直接用いてサービスを提供する都道府県

北海道	-	群馬県	-	富山県	-	兵庫県	-	香川県	-	鹿児島県	-
青森県	-	埼玉県	-	石川県	-	奈良県	-	愛媛県	-	沖縄県	-
岩手県	-	千葉県	-	福井県	-	和歌山県	-	高知県	-		
宮城県	-	東京都	-	岐阜県	-	鳥取県	-	福岡県	-		
秋田県	-	神奈川県	-	愛知県	-	島根県	-	佐賀県	-		
山形県	-	山梨県	-	三重県	-	岡山県	-	長崎県	-		
福島県	-	長野県	-	滋賀県	-	広島県	-	熊本県	-		
茨城県	-	静岡県	-	京都府	-	山口県	-	大分県	-		
栃木県	-	新潟県	-	大阪府	-	徳島県	-	宮崎県	-		

サービスを提供する都道府県数

0

(注) 導入するスマート農業機械等を直接用いてサービスを提供する都道府県に○を記載すること。併せてサービスの提供地域がわかる資料(地図等)を添付すること。

4 売上げの見込み

事業の規模	サービス事業部門における 売上見込み (令和○年度: 事業実施年度の翌々年度)	見込みの算定方法
事業実施主体が提供するサービスに係る売上げ	円	

(注) 見込みの算定方法については事業規模(経営体数、面積、料金体系)がわかるように記載すること。
(例: サービスを提供する面積(10a) × 提供価格(円/10a))

5 複数産地の連携、利用者の新規開拓

	具体的な内容
複数産地の連携	
①検討会の開催	
②スマート農業機械等の長期利用、サービス事業の長期提供に向けた取組 (既存のサービス提供内容から、どのような工夫をすることで、スマート農業機械等の長期利用や、サービス事業の長期提供に繋がるのか、また、それはどの程度拡大するのか、効果も含めて可能な限り詳細に、分かりやすく記載すること。)	
③専門人材の育成	
④情報発信	
⑤その他	
利用者の新規開拓	
⑥ニーズ調査	
⑦広告宣伝	
⑧農業者へのコンサルタント活動	
⑨その他	

注1：各項目とも、別添として添付することでも可。

注2：該当する項目のみ記入すること。

6 総括表

取組の種類		総事業費 (円、税込)	負担区分			備考欄
			国庫補助金 (円)	補助率	自己資金 (円)	
①スマート農業機械等導入の取組				1/2		
費目						
②複数産地の連携、利用者の新規開拓				定額		
費目						
合 計						

注1：適宜、行を追加して記入すること

注2：備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、

同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。

注3：リース導入の場合は別添1の機械リース計画書を添付すること。

7 導入するスマート農業機械等（該当のみ記入）

農業機械の名称	メーカー名	型式	取得予定年月	1台当たり 導入価格 (円、税抜)	台数	合計価格（円、税抜）		加算ポイントの該当	
							うち国費 (円)	15ポイント 加算の 農業機械 に該当	みどり投資 促進税 制の対象 機械に該 当
						0		-	-
						0		-	-
						0		-	-

（注1）見積書及び機械の機能が分かるもの（パンフレット等）を別途添付すること。

（注2）「加算ポイントの該当」欄には、実施要領別記2-2の別表5に定める導入機械に係るポイントに該当する場合に○を記載すること。

（注3）適宜、行を追加して記載すること。

8 添付書類

1. 定款、役員名簿、民間事業者の事業計画書、報告書、収支決算書等（これらの定めない民間事業者にあつてはこれらに準ずるもの。）
2. 総合事業実施計画に記入した成果目標の算定方法及び根拠についての補足資料
3. 新たに設立された団体にあっては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、議事録等）
4. 事業の一部を委託する場合はその委託契約書（案）（又は写し）
5. その他農産局長が必要と認める資料

※添付書類のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能なものについては、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

9 （実施状況報告時に記載）複数産地の連携、利用者の新規開拓

	具体的な内容
複数産地の連携	
①検討会の開催	
②スマート農業機械等の長期利用、サービス事業の長期提供に向けた取組 （既存のサービス提供内容から、どのような工夫をすることで、スマート農業機械等の長期利用や、サービス事業の長期提供に繋がるのか、また、それはどの程度拡大するのか、効果も含めて可能な限り詳細に、分かりやすく記載すること。）	
③専門人材の育成	
④情報発信	
⑤その他	
利用者の新規開拓	
⑥ニーズ調査	
⑦広告宣伝	
⑧農業者へのコンサルタント活動	
⑨その他	

注1：各項目とも、別添として添付することでも可。

注2：該当する項目のみ記入すること。

個別事業実施計画
(スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業
(農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち複数産地連携タイプ(推進事業))

※「サービスを利用する農業者等名」、「サービスを展開する農協等名」に利用者(予定者含む)を記載する場合、当該利用者との契約内容(状況)がわかるもの(契約書等)を添付すること。
なお、契約状況がわかる資料については、外部審査において妥当性の判断に用いられるため、「口頭で了解を得ている」、「これからロコミで拡大する予定」ではなく、可能な限り、契約書や同意書等の具体的に契約することがわかる内容の資料とすること。

1 事業実施主体名

2 農業支援サービス利用者一覧(提供を予定している全員の情報を記載する)

No	サービスを利用する農業者等名	提供サービス(必ず記載すること)						サービス利用者数	見込み
		内容(防除、施肥、収穫等)	対象作物	(A)サービスを 提供している 現状地面積 (ha)(注5)	(B)サービスを 提供する面 積(ha)	(B)-(A) 面積(ha)	時間(h)		
1						0			-
2						0			-
3						0			-
4						0			-
5						0			-
6						0			-
7						0			-
8						0			-
9						0			-
10						0			-
11						0			-
12						0			-
13						0			-
14						0			-
15						0			-
16						0			-
17						0			-
18						0			-
19						0			-
20						0			-

	(A)合計 面積(ha)	(B)合計 面積(ha)	(B)-(A) 面積(ha)	時間(h)	サービス 利用者数
計	0	0	0	0	0
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)

(注1)本事業による機械導入によって実施されるサービス事業の利用希望のある者を記載すること。
(注2)提供サービスの内容は、サービスを提供している対象作物や面積、時間等も含め、可能な範囲で定量的に記載すること。
(注3)記載欄が足りない場合は適宜行を追加して記載すること。
(注4)見込みの場合は「見込み」で○を選択すること。
(注5)「(A)サービスを提供している現状地面積」欄には、既存のサービス利用者がいる場合のみ、事業実施前年度におけるサービス提供面積の実績を記入すること。

3 農協等を経由してサービスを提供する場合

No	サービスを展開する農協等名	提供サービス内容						サービス利用者数	見込み
		内容	対象作物	(F)サービスを 提供している 現状地面積	(G)サービスを 提供する面 積(ha)	(G)-(F) 面積(ha)	時間(h)		
1						0			-
2						0			-
3						0			-
4						0			-
5						0			-
6						0			-
7						0			-

	(F)合計 面積(ha)	(G)合計 面積(ha)	(G)-(F) 面積(ha)	時間(h)	サービス 利用者数
計	0	0	0	0	0
	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)

(注1)本事業を農協等を経由して展開する場合は、農協等名を記載し、展開先の利用者数を記載すること。
(注2)提供サービスの内容は、サービスを提供している対象作物や面積、時間等も含め、可能な範囲で定量的に記載すること。
(注3)記載欄が足りない場合は適宜行を追加して記載すること。
(注4)見込みの場合は「見込み」で○を選択すること。
(注5)「(F)サービスを提供している現状地面積」欄には、既存のサービス利用者がいる場合のみ、事業実施前年度におけるサービス提供面積の実績を記入すること。

4 サービスを提供している現状地面積合計(A+F)

計 ha

5 サービスを提供する面積合計(B+G)

計 ha

6 サービス利用増加面積合計(C+H)、平均((C+H)/(E+J))

計 ha 平均 ha

7 サービス利用時間合計(D+I)、平均((D+I)/(E+J))

計 (h) 平均 (h)

8 サービス利用者合計(E+J)

計 者

事業実施体制に関する書類（様式例）

〇年〇月〇日時点

1. サービス事業体の概要（※）	
名称	
所在地	
代表者	
副代表者、役員等	
事業年度	
従業員数	
事業内容	
2. サービスの概要（※）	
サービス分類	
サービス内容	
サービス対象品目	
サービス対象地域	
サービス提供期間	
サービスの最低利用期間	
3. 料金・オプション（※）	
基本料金単価	
追加料金要件	
その他サービス利用者が負担する主な料金	
解約・違約費用等	
4. サービスの提供開始までの手続・期間、実施体制、サービス利用申込期限（サービス利用開始〇日前まで等）	
5. サービス利用にあたって農業者等が実施すべき事項	
6. 責任範囲・保証内容	
7. 保有資格等	
8. 問合せ先（※）	
電話番号	
受付時間	
担当部署	
メール、問合せフォーム等	

（注） ※を付したものは必須事項です。

別添1-1号 (サービス事業体における共同申請者記載)
(リース方式によるスマート農業機械等の導入の取組用)
個別事業実施計画
(スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業
(農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち複数産地連携タイプ(推進事業))
のスマート農業機械等リース計画書)

年 月 日

農産局長 殿

【事業実施主体名】

フリガナ
氏名

フリガナ
代表者氏名

〒
住所

—

電話番号

【リース事業者名】

フリガナ
事業者名
代表者名

〒
住所

—

電話番号

※導入するスマート農業機械等によってリース事業者が異なる場合はリース事

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業
(農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組のうち複数産地連携タイプ(推進事業))の機械リース計画書を作成したので提出します。

- リース計画に基づいて、次の取組を行います。
- リース事業者がリース計画に違反した場合(リース事業者の責めに帰さない場合を除く。)及び事業中止した場合には、リース事業者が農産局長に補助金を返納します。
- 本取組に係る補助金を、このリース事業者が指定する口座に振り込むことについて合意します。
- 計画額 _____ 円
- 取組の内容
別添個票のとおり。

別添1-2 (サービス事業体における共同申請者記載)
 個票(リース方式によるスマート農業機械等の導入の取組用)

スマート農業機械等リース計画書 (No.○)

リース方式によるスマート農業機械等の導入の取組

対象スマート農業機械等	機種名		数量	台
	型式名			
	現有機等の有無 (有の場合:能力・取得年月・台数など)			
リース期間	開始日～終了日(※1)	～ (年)		
	リース借受日から○年間(※2)	(年)		
リース物件購入価格(税抜き)		(円)		
うちオプション分(税抜き)		(円)		
残存価格(リース期間終了後の残価設定)		(円)		
リース料補助申請額		(円)		
リース諸費用(金利・保険料・消費税)		(円)		
うち税相当分		(円)		
スマート農業機械等利用者負担リース料(税込み)		(円)		
リース物件保管場所				
リース事業者名				

注1:※1及び※2については、いずれかを記入すること。
 注2:リース補助申請額は、A、Bのいずれか小さい額を記入すること。
 A:[リース物件購入価格(税抜き)]×(リース期間／法定耐用年数)×1／2以内
 B:([リース物件購入価格(税抜き)]－[残存価格])×1／2以内
 注3:複数の機械等をリースする場合には、機械等ごとにそれぞれ作成すること。
 注4:添付書類は、以下のとおり。
 ① 複数の販売会社の見積書の写し等(全社分)
 ② その他農産局長が必要と認める資料

個別事業実施計画兼実施状況報告
 (スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業
 (農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち複数産地連携タイプ(推進事業)))

1 事業実施主体名

--

2 実施主体の概要

法人番号(法人の場合)		
実施主体の所在地		
代表者	所属・役職	
	氏名	
事業責任者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	
会計責任者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	
過去の国の補助事業の主な取組状況		

3 複数産地の連携、利用者の新規開拓

	具体的な内容
複数産地の連携	
①検討会の開催	
②スマート農業機械等の長期利用、サービス事業の長期提供に向けた取組 (既存のサービス提供内容から、どのような工夫をすることで、スマート農業機械等の長期利用や、サービス事業の長期提供に繋がるのか、また、それはどの程度拡大するのか、効果も含めて可能な限り詳細に、分かりやすく記載すること。)	
③専門人材の育成	
④情報発信	
⑤その他	
利用者の新規開拓	
⑥ニーズ調査	
⑦広告宣伝	
⑧農業者へのコンサルタント活動	
⑨その他	

注：各項目とも、別添として添付することでも可。

4 実施スケジュール

--

5 総括表

取組の種類	総事業費 (円、税込)	負担区分			備考欄
		国庫補助金 (円)	補助率	自己資金 (円)	
複数産地の連携、利用者の新規開拓			定額		
費目					
合 計					

注1：適宜、行を追加して記入すること

注2：備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。

6 事業完了（予定）年月日 令和 年 月 日

7 添付書類

1. 定款、役員名簿、民間事業者の事業計画書、報告書、収支決算書等（これらの定めのない民間事業者にあつてはこれらに準ずるもの。）
2. 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、議事録等）
3. 事業の一部を委託する場合はその委託契約書（案）（又は写し）
4. その他農産局長が必要と認める資料

※添付書類のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能なものについては、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

8 （実施状況報告時に記載）複数産地の連携、利用者の新規開拓

	具体的な内容
複数産地の連携	
①検討会の開催	
②スマート農業機械等の長期利用、サービス事業の長期提供に向けた取組 （既存のサービス提供内容から、どのような工夫をすることで、スマート農業機械等の長期利用や、サービス事業の長期提供に繋がるのか、また、それはどの程度拡大するのか、効果も含めて可能な限り詳細に、分かりやすく記載すること。）	
③専門人材の育成	
④情報発信	
⑤その他	
利用者の新規開拓	
⑥ニーズ調査	
⑦広告宣伝	
⑧農業者へのコンサルタント活動	
⑨その他	

注：各項目とも、別添として添付することでも可。

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合
サポート緊急対策事業
(農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的
取組支援のうち複数産地連携タイプ(整備事業))
個別事業実施計画兼実施状況報告

事業実施年度： 年度

事業実施主体名：

所在地：

個別事業実施計画兼実施状況報告
(スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業
(農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち
複数産地連携タイプ(整備事業)))

1 複数産地の連携をするための施設整備の必要性、効果等

※施設整備により複数産地の連携にどのように繋がるのか具体的に記載すること。
※得られる効果、目標達成にどのように資するか等具体的に記載。
※既存の施設がある場合は、既存の施設がありながら導入する理由を簡潔に記載。

2 対象作物の作付面積及び生産量

対象作物名	現状(○年度)		目標(○年度)		備考
	作付面積	生産量	作付面積	生産量	
	ha	kg	ha	kg	

3 事業実施予定場所等

施設名等	導入予定場所	面積	用地の取得状況	備考
	市 町 村 番地	m ²		

4 施設利用計画等

ア 施設利用計画

施設名	対象作物名	事業内容 (区分、構造、規格、能力等)	現状	取組後					
			(○年度)	事業実施年 (○年度)		2 年目 (○年度)		3 年目 (○年度)	
			処理量	処理量	利用率	処理量	利用率	処理量	利用率
			0 kg	0 kg	0 %	kg	%	kg	%

(注1) 新設施設の場合、現状欄は「－」と記載。

(注2) 乾燥調製施設の場合、処理量については規格外を除いた製品ベース（製品水分量）で記入すること。

(注3) 既存施設と併せて使用する場合、取組後の処理量及び利用率（施設の処理量／目標年度の処理量）の欄には上段に導入する施設の数値を、下段に括弧書きで全体施設の数値を記入すること。

イ 施設収支計画

現状 (○年度)				取組後											
				事業実施年 (○年度)				2 年目 (○年度)				3 年目 (○年度)			
収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率
千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%

(注) 新設施設の場合、現状欄は「－」と記載。

ウ 施設の貸付に関する計画（事業実施主体以外の者に貸付けることを目的として施設整備する場合のみ記入）

施設名	サービス利用戸数 (受益農家戸数)	貸付対象	貸付期間	賃貸料設定の考え方	管理の役割分担
		(例) 〇〇運営組合	(例) 年間通じて貸付 水稻收穫期		(例) 通常の保管場所 整備点検の実施者

(注) 貸付対象者が法人又は任意集団の場合は、規約等を添付すること。

5 既存の関連施設の整備状況

対象作物名	施設名	規模・能力 (出荷量、処理量)	過去3カ年の実績						整備年	事業名 (補助事業を活用した場合)
			3年前(○年度)		2年前(○年度)		前年度(○年度)			
			処理量	利用率	処理量	利用率	処理量	利用率		
			kg	%	kg	%	kg	%		

(注1) 既存施設と新設施設の関係について概念図を添付すること。

(注2) 乾燥調製施設の場合、処理量については規格外を除いた製品ベース（製品水分量）で記入すること。

(注3) 「利用率」の欄は、施設の規模・能力（処理量）に対する実績処理量の割合を記入すること。

6（１）総括表

費目		事業費（円）	うち国庫補助金（円）	説明
小計		0	0	

注1:「費目」欄は、別紙2を参照すること。
注2:積算の根拠となる見積もり資料を添付すること。
注3:「説明」欄は、費目の具体的な内容、積算の根拠資料のファイル名等を記載すること。

6（２）事業費

施設名	事業内容 （工種、施設区分、構造、規格、能力等）	総事業費			完了（予定） 年 月 日	費用対効果分析結果 ※計算方法も記載	備考
		（円）	国庫補助金	その他			

（注1）設計金額、設計書その他農産局長が必要と認める書類を添付すること。
（注2）費用対効果分析に当たっては、別紙1の費用対効果分析指針（整備事業）に定める方法で行うこと。

7 上限事業費(上限事業費が定められている施設を整備する場合のみ記入)

施設名	総事業費 A+B	うち上限事業費対象事業費 A (上限事業費)	上限事業費対象外事業費 B (上限事業費対象外事業内訳)	備考
	千円	千円 上限事業費対象の単位当たり事業費 千円／ha,t,m等 (上限事業費) 千円／ha,t,m等	千円	

- (注1)施設名は、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知。以下、「本要綱」という。)別記1のⅡ－1の4に定める施設とする。
- (注2)上限事業費対象事業費Aの欄は、本要綱別記1のⅡ－1の4の(2)に定める上限事業費との比較ができる内容とし、「上限事業費対象の単位当たり事業費」は、当該施設の上限事業費に係る単位当たり事業費を記入する。
- (注3)上限事業費対象事業費Aの欄の下段(上限事業費)は、導入する施設の本要綱別記1のⅡ－1の4の(2)に定める上限事業費を記入する。
- (注4)上限事業費対象事業費については、施設本体の建設及び設置に必要な経費のみを対象とし、選果機を導入する場合は、荷受、箱詰め、出荷に係る設備を含むものとする。
- (注5)上限事業費対象外事業費Bの欄は、補助対象外事業費、消費税、設計費等とする。
- (注6)上限事業費対象の単位当たり事業費が上限事業費を上回る場合は、その理由を備考欄に記載すること。

8 補助対象施設を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の内容

金融機関名	融資名	融資額	償還期間	その他

9 出荷量及び出荷額の見通し

対象作物名	現状	取組後		
		1年目 (○年度)	2年目 (○年度)	3年目 (○年度)
	kg	kg	kg	kg
	円	円	円	円

○添付書類

- ①概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、②費用対効果分析、③施設の規模算定根拠、④施設の能力、稼働期間等の詳細、⑤位置、配置図、平面図、⑥施設の管理運営規程
- ⑦収支計画、⑧再編利用計画書（既存施設の再編合理化の取組を行う場合）、⑨その他農産局長が必要と認める資料等

個別事業実施計画
(スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業
(農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち複数産地連携タイプ(整備事業)))

※「サービスを利用する農業者等名」、「サービスを展開する農協等名」に利用者(予定者含む)を記載する場合、当該利用者との契約内容(状況)がわかるもの(契約書等)を添付すること。

なお、契約状況がわかる資料については、外部審査において妥当性の判断に用いられるため、「口頭で了解を得ている」、「これからロコミで拡大する予定」ではなく、可能な限り、契約書や同意書等の具体的に契約することがわかる内容の資料とすること。

1 事業実施主体名

--

2 サービス利用者(施設受益者)一覧(サービス利用者(施設受益者)全員の情報を記載する)

No	サービスを利用する農業者等名	内容(防除、施肥、収穫等)	対象作物	(A) サービスを利用している 現状地面積(ha)(注5)	(B) サービス を利用する面積(ha)	(B) - (A) 面積(ha)	時間(h)		
1						0			-
2						0			-
3						0			-
4						0			-
5						0			-
6						0			-
7						0			-
8						0			-
9						0			-
10						0			-
11						0			-
12						0			-
13						0			-
14						0			-
15						0			-
16						0			-
17						0			-
18						0			-
19						0			-
20						0			-

	(A) 合計 面積(ha)	(B) 合計 面積(ha)	(B) - (A) 面積(ha)	時間(h)	サービス 利用者数
計	0	0	0	0	0
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)

(注1) 本事業の施設整備によって受益するサービス利用者を記載すること。

(注2) サービスを利用している対象作物や面積、時間等も含め、可能な範囲で定量的に記載すること。

(注3) 記載欄が足りない場合は適宜行を追加して記載すること。

(注4) 見込みの場合は「見込み」で○を選択すること。

(注5) 「(A) サービスを利用している現状地面積」欄には、既存のサービス利用者がある場合のみ、事業実施前年度におけるサービス利用面積の実績を記入すること。

3 農協等を経由してサービスを利用する場合

No	サービスを展開する農協等名	利用サービス内容					時間(h)	サービス利用者数	見込み
		内容	対象作物	(F) サービスを利用している 現状地面積	(G) サービスを利用する面積(ha)	(G) - (F) 面積(ha)			
1						0			-
2						0			-
3						0			-
4						0			-
5						0			-
6						0			-
7						0			-

	(F) 合計 面積(ha)	(G) 合計 面積(ha)	(G) - (F) 面積(ha)	時間(h)	サービス 利用者数
計	0	0	0	0	0
	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)

(注1) 本事業を農協等を経由して展開する場合は、農協等名を記載し、展開先の利用者数を記載すること。

(注2) サービスを利用している対象作物や面積、時間等も含め、可能な範囲で定量的に記載すること。

(注3) 記載欄が足りない場合は適宜行を追加して記載すること。

(注4) 見込みの場合は「見込み」で○を選択すること。

(注5) 「(F) サービスを利用している現状地面積」欄には、既存のサービス利用者がある場合のみ、事業実施前年度におけるサービス利用面積の実績を記入すること。

4 サービスを利用している現状地面積合計(A+F)

計 ha

5 サービスを利用する面積合計(B+G)

計 ha

6 サービス利用増加面積合計(C+H)、平均((C+H)/(E+J))

計 ha

平均 ha

7 サービス利用時間合計(D+I)、平均((D+I)/(E+J))

計 (h)

平均 (h)

8 サービス利用者合計(E+J)

計 者

様式第2-7号 スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業
（農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち
複数産地連携タイプ（整備事業））工程表

項目	○年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

注：適宜、行を追加して記入すること

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合
サポート緊急対策事業
(農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的
取組支援のうち複数産地連携タイプ)
総合事業実施状況報告兼評価報告

事業実施年度： 年度

代表事業実施主体名：

所 在 地：

注：様式2-2号の2ページ目以降を流用すること。

様式第4号

農林水産省農産局長 殿

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業（農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち複数産地連携タイプ）の事業実施に関する改善計画について

〇〇年度において実施したスマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業について、当初事業実施計画の成果目標の達成等が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

1. 取組の経過

2. 当初総合事業実施計画の成果目標が未達成となった理由及び達成に向けた取組

成果目標	目標年度における成果目標の達成率及び未達成となった理由等		目標達成に向けた取組
	達成率	未達成となった理由等	

3. 改善計画を実施するための推進体制